

広島県告示第千百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年十二月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類 県道	二 路線名 安佐豊平芸北線	三 道路の区域
---------------	------------------	---------

新	旧	新	旧	の新別 敷地の幅員 (メートル)
一二一五〇～二 七・〇〇	一二一五〇～二 七・〇〇	一二一三・五〇～一 二・〇〇	一七・〇〇～一 八・〇〇	（メートル）
一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	二三七・五〇	六五・〇〇	（メートル） 延長
トル 一七・〇〇メー ト ル 一部幅員減少 不用物件延長	解除 ダブルウェイ 二二〇・〇〇メー トル 一部幅員減少 不用物件延長		トル 六五・〇〇メー トル 幅員減少 不用物件延長	備考